

専修学校設置基準等の一部改正案について

1. 改正の趣旨

中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においては、高等教育機関における多様で柔軟な教育研究体制の構築が提言され、具体的な方策として多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進が挙げられたところである。

この提言を踏まえ、専修学校における大学等との連携強化、リカレント教育の促進を図るため、履修証明プログラムに関して専修学校設置基準等の関係省令及び関係告示について、所要の改正を図る。

2. 改正の主な内容

○履修証明プログラムの履修を専修学校における授業科目の履修とみなすこと

専修学校設置基準を改正し、専修学校が編成する履修証明プログラム（学校教育法第133条において準用する同法第105条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程をいう。以下同じ。）に係る学修について専修学校における授業科目の履修とみなすこととする。併せて、同令第11条の規定により専修学校における授業科目の履修とみなすことができるものとして文部科学大臣が定める学修に大学、高等専門学校又は専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修を追加するとともに、学校教育法施行規則第189条において準用する同令第164条第5項の規定により専修学校が公表すべき事項として、履修証明プログラムの履修が専修学校における授業科目の履修とみなされるかどうかを追加する等の改正を行う。

3. 施行期日

令和2年2月上旬（予定）